

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律要綱

傍線部分は令和三年四月一日に施行することとする部分

二重傍線部分は令和二年十月一日に施行することとする部分

第一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

一 経済産業大臣の認定

経済産業大臣の認定を受けることができる者として、次に該当する者を追加するものとする。

(第十二条第一項関係)

1 会社である中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。）が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中

小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

2 会社である中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。）の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

二 中小企業信用保険法の特例

1 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準備関連保証（一の1の認定を受けた中小企業者が他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金に係る債務の保証をいう。）を受けた中小企業者に係るものについては、当該保証に係る保証人の保証を不要とする措置を講ずるものとすること。

（第十三条第四項関係）

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継借換関連保証（一の2の認

定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち当該認定の日から経営の承継の日までの間における金融機関からの借入れの借換えのために要する資金に係る債務の保証をいう。)を受けた中小企業者に係るものについては、当該保証に係る保証人の保証を不要とする措置を講ずるものとする。

(第十三条第六項関係)

三 中小機構の行う協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、二の1又は2の債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行うようとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

(第十五条第三項関係)

第二 中小企業等経営強化法の一部改正

一 目的及び定義

目的規定及び定義規定から、異分野連携新事業分野開拓及び事業環境整備構想に係る記載を削除するとともに、「新事業活動」の定義規定に、技術に関する研究開発及びその成果の利用を追加すること。

(第一条及び第二条関係)

二 基本方針において定めるべき事項の追加

中小企業等の経営強化に関する基本方針において定めるべき事項として、技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項を追加すること。
(第三条第二項関係)

三 異分野連携新事業分野開拓計画の廃止等

異分野連携新事業分野開拓計画及び当該計画に係る措置等を廃止するものとする。

(改正前第十六条及び第十七条関係)

四 中小企業信用保険法の特例

経営力向上計画に、中小企業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができるものとし、当該記載がされた認定経営力向上事業について、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特例経営力向上関連保証(経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な資金に係る債務の保証をいう。)を受けた中小企業者に係るものについて、当該保証に係る保証人の保証を不要とする措置

を講ずるものとする。

(第十七条第五項及び第二十二條第五項関係)

五 日本公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(以下「日本公庫法」という。)の規定にかかわらず、中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新又は経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付けることができるものとする。

(第二十四條第一項関係)

六 中小機構の行う協力業務

中小機構は、四の債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

(第三十條関係)

七 研究開発の推進

国は、中小企業者の技術に関する研究開発による経営強化を図るため、中小企業者と大学、高等専門

学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。 (第四十八条関係)

八 事業環境整備構想の廃止

地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関する構想及び当該構想に係る措置等を廃止するものとする。 (改正前第六十七条から第七十二条まで関係)

第三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

一 定義

1 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいうものとする。 (第二条第四項関係)

2 この法律において「事業承継等」とは、吸収合併(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。)により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること等の措置をいう

ものとする。

(第二条第五項関係)

3 この法律において「承継等中小企業者」とは、中小企業者が事業承継等を行う場合における当該中小企業者をいうものとする。

(第二条第六項関係)

4 この法律において「被承継等中小企業者」とは、承継等中小企業者が他の中小企業者から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者をいうものとする。

(第二条第七項関係)

二 地域経済牽引事業計画の承認等

地域経済牽引事業計画に、地域経済牽引事業の実施に当たって、中小企業者が承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称等の事項を記載できるとし、事業協同組合等における発起人定数の引下げの特例及び事業譲渡の場合の債権者の異議の催告等の特例の措置を講ずるものとする。

(第十三条、第二十八条及び第二十九条関係)

三 中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例

承認の申請時に中小企業者であった承認地域経済牽引事業者が、承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該中小企業者でなくなった承認地域経済牽引事業者は、当

該実施期間内においては、引き続き中小企業者であるものとみなして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定を適用するものとする。

(第十五条関係)

四 中小企業信用保険法の特例

1 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特例地域経済牽引事業関連保証（地域経済牽引事業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画に従つて行われる事業承継等に必要な資金に係る債務の保証をいう。）を受けた中小企業者に係るものについて、当該保証に係る保証人の保証を不要とする措置を講ずるものとする。

(第十九条第二項関係)

2 中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者であつて、地域経済牽引事業関連保証を受けたものについては、当該中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者を中小企業信用保険法に規定する中小企業者とみなして、中小企業信用保険法の特例を適用するものとする。

(第十九条第五項関係)

五 日本公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

1 日本公庫は、日本公庫法の規定にかかわらず、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と

共同で地域経済牽引事業を行う場合において、当該外国関係法人等が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付けることができるものとする。

(第二十二条第一項関係)

2 日本公庫は、日本公庫法の規定にかかわらず、中小企業者が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金の外国の銀行等からの借入れに係る債務の保証を行うことができるものとする。

(第二十二条第一項関係)

3 日本公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、日本公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の規定にかかわらず、中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付けることができるものとする。

(第二十二条第四項関係)

六 中小機構の行う協力業務

1 中小機構は、四の1の債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

一七〇。

(第三十条関係)

2 中小機構は、承認地域経済牽引支援機関の依頼に応じて、その行う承認連携支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする事。 (第三十五条関係)

第四 産業競争力強化法の一部改正

一 認定支援機関の行う業務の追加

認定支援機関の行う業務として、次に掲げるものを追加するものとする事。

(第百三十四条第二項関係)

1 過大な債務を負っている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者が有する当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続によりその債務の保証を図ることを除く。）を行い、又は行おうとする者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行う事。

2 中小企業者であった者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化を行い、又は行おうとする者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行う事。

3 会社である中小企業者の代表者の交代に伴い、その事業の実施に不可欠な資産を取得し、当該資産

を活用し商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化を行い、又は行おうとする者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

第五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

一 中小機構の行う業務の追加

(第十五条第一項関係)

1 中小機構は、第一の二の1又は2の債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

2 中小機構は、第二の四の債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

3 中小機構は、第三の四の1の債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

4 中小機構は、承認地域経済牽引支援機関の依頼に応じて、その行う承認連携支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

5 中小機構は、代表者交代に伴う事業承継の支援業務及び中小企業者等の債務の保証をしている者が有する当該保証債務の整理の支援業務を行うものとする。

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 附則

1 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。（附則第一条及び第十三条関係）

2 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の廃止並びにこの法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第二条から第十二条まで関係）

3 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第十四条から第二十二條まで関係）